

(収集運搬業務用)

龍野西浄化センター等及び室津浄化センター
の汚泥収集運搬業務委託仕様書

(総則)

この仕様書は、委託者たつの市（以下「甲」という。）、受託者（以下「乙」という。）及び下水道施設運転管理業務受託者（以下「丙」という。）との下水汚泥収集運搬業務委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第1条 龍野西浄化センター、室津浄化センターで発生する下水汚泥（高分子系）を中間処理施設まで適正かつ安定的に収集運搬する。

(委託期間)

第2条 この契約の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(汚泥発生場所)

第3条 汚泥の発生場所は、龍野西浄化センター（たつの市揖西町南山944番地1）、室津浄化センター（たつの市御津町室津145番地2）とする。

(産業廃棄物の種類、性状)

第4条 産業廃棄物の種類及び性状は次に示すとおり。

- (1) 産業廃棄物の種類は、汚泥（有機性汚泥）。
- (2) 汚泥は、脱水助剤として高分子凝集剤を使用して脱水している。
- (3) 汚泥の含水率は、85%以下。
- (4) 汚泥の荷姿は、バラ。
- (5) 汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5項に定める特定有害産業廃棄物には該当しない。

(搬出予定量等)

第5条 年間搬出予定量は下表のとおりとする。

なお、本数量は予定数量であり、搬出量を保証するものではない。

龍野西浄化センター	215 t
室津浄化センター	70 t
合計	285 t

龍野西浄化センターについては、汚泥脱水機が故障し修繕中である。令和8年9月に修繕完了予定であり、修繕完了後の搬出予定となる。

(搬出日及び時間帯)

第6条 搬出は、原則として平日とし、龍野西浄化センターは午前9時まで、室津浄化センターは午前9時から午前11時の間に行うこととし、丙が該当月の前々月末までに乙に示す月間計画表に従い行うものとする。なお、計画内容の変更は、随時

丙と協議のうえ行うものとする。

(運搬車両)

第7条 収集運搬に使用する車両については、次のことについて十分留意すること。

(1) 龍野西浄化センターは、住宅地に近接しているため、道路交通法を遵守し安全運転を心掛けること

(2) 室津浄化センターについては、一部道路幅員が狭いため車両に制限がある。

(大型車両の通行は出来ません。)

(3) 汚泥の飛散、臭気の発散及び脱離液の漏洩等をせず適正に運搬できる構造の車両を使用すること。

(数量の確認及び産業廃棄物管理票)

第8条 乙は、収集運搬が完了した日から10日以内にマニフェスト等を甲に返送するものとする。

(単価契約)

第9条 本業務における契約単価は、原則として契約期間中の変更は行わない。

ただし、経済情勢の変動により著しい物価変動があった場合はこの限りでない。

(委託料の支払い)

第10条 乙は、速やかに各月毎の業務終了報告書を作成し、甲に提出するものとする。

ただし、業務終了報告書は、産業廃棄物管理票の写しで代えることができる。

2 乙は、当該月に各浄化センターから搬出した量の集計を産業廃棄物管理票に記載する数量をもとに行い、その集計に単価を乗じた金額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前2項の請求を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(搬出場所の現場確認)

第11条 乙は、汚泥の搬出を開始するまでに、搬出場所の現場注意事項、搬出手順等の確認のため各処理場において丙と協議を行うものとする。

(公害の防止)

第12条 乙は、その業務の実施にあたり公害の発生を認めるときは、直ちに適正な措置を講ずるとともに甲に連絡するものとする。

2 前項の事態により第三者に損害を与えたときは、乙は自己の責任において、これを解決しなければならない。

(調査等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙の業務の実施状況について随時現場調査を行い、乙に対して所要の報告、資料の提出及び必要な事項を指示することができるものとする。

(法令の遵守)

第14条 汚泥の処理施設までの収集運搬業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「道路交通法」及び関係法令に従い適切に行うものとする。

(その他)

第15条 その他必要事項については、甲、乙、丙協議のうえ決定する。

